

○京都府立大学利益相反委員会規程

(平成 21 年度京都府立大学規程第 7 号)

(設置)

第 1 条 この規則は、京都府公立大学法人利益相反ポリシー（平成21年 4 月 1 日施行。以下「ポリシー」という。）及び京都府公立大学法人の利益相反の管理に関する規程（京都府公立大学法人規程第32号。以下「利益相反管理規程」という。）に基づき、京都府立大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施事項)

第 2 条 委員会は、ポリシー並びに法令及び法人が定めた規則、規程等に基づき、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 京都府立大学（以下「本学」という。）における利益相反を適正に管理するための施策の立案に関する事
- (2) 本学の教職員等の自己申告書に基づく調査、審査及び措置等に関する事
- (3) 本学の教職員等に対する利益相反に係る相談及び研修の実施に関する事
- (4) 本学の教職員等に対する利益相反に係る情報公開に関する事
- (5) 前 4 号のほか、利益相反の管理に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
- (2) 各学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長
- (3) 事務局長
- (4) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 4 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、副学長のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がないときは、開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 3 第2条第2号の審議の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。
(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(利益相反管理のための調査)

第8条 第2条第2号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の確認
- (2) 事情聴取（ヒアリング）
- (3) 助言指導等（カウンセリング）
- (4) 状況観察（モニタリング）
- (5) その他利益相反管理のための調査に必要と認める方法

2 前項各号に掲げる調査の実施手続は、委員会が決定する。

(審査手続)

第9条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、教員等の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

2 委員会は、前項の審議を踏まえて、事実関係、当該教職員等に対する措置の必要性、措置を必要とする場合の措置の内容、その他の利益相反の管理に必要な事項について学長に報告を行うものとする。

3 委員会は、前項の報告により学長が利益相反管理規程第9条の措置を行った場合は、当該活動を行う者の状況を観察する。

(利益相反自己申告書等の保存)

第10条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(専門委員会)

第11条 委員会に、利益相反に関する専門的な事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(臨床研究利益相反委員会)

第12条 委員会を、利益相反管理規程第13条に定める「臨床研究利益相反委員会」として開催する場合には、第3条の委員に、京都府立大学調査・研究倫理規程（平成20年京都府立大学規程第14号）第5条に掲げる者を委員に加えて開催するものとする。

2 臨床研究利益相反委員会の運営は、本規程に準じるものとする。

(事務)

第13条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。